

第1回鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会(西線・西線2)

議題について

議題(1)鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会運営規程(案)について

(事務局)

「資料3-1を用いて説明」

鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会は東線・東線2、南線、西線・西線2の3つの部会に分かれています。こちらの運営規程(案)は3つの部会に共通するものとして、3つの部会で合意を得たいと思います。

簡単に概要を説明させていただきます。

第2条に所掌事務を示しております。部会名にありますとおり、ききょう号の運賃を協議することですが、本部会のような運賃協議部会において、軽微な事案は会議の開催を必要としないため、ただし書き以降に軽微な事案を列举させていただいております。こちらに該当した場合には、部会は開催しないものとさせていただきたいと思います。

次に、第4条では部会長を置くこと、第5条では会議のルール、原則公開とすること、第6条では部会の協議結果を地域公共交通活性化協議会に報告することを示しています。

第7条では報酬を示しており、協議会と同額としております。具体的には6,800円です。ただし、協議会と同日開催、例えば午前中に部会を行い、午後に協議会を行うような場合には、部会の報酬は発生しません。簡単ではございますが、説明は以上となります。

皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

(委員)

本部会において、1人欠員となっておりますが、これについて補充等の考えはございますか。

(事務局)

説明が漏れてしまい申し訳ございません。本日の欠員については所用によるものと伺っており、ご都合がつけば今後はご出席いただけますので補充等は考えておりません。

ほかに何かご意見、ご質問等ございますか。

「質問等なし」

ないようですので、運賃協議部会の運営規程についてお諮りさせていただきます。

事務局から説明した内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

「全員同意」

異議なしということで承認とさせていただきます。

議題(2)鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業 運賃について

(事務局)

「資料3-2を用いて説明」

資料4以降は鎌ケ谷市地域公共交通活性化協議会で協議した資料ですので、参考としてください。

本議題はコミュニティバスのききょう号が令和8年度から新たなルート・ダイヤで運行することに伴い、

新たに運賃設定を行う必要があるものです。

基本的な内容は現在も運行しているききょう号と変えず、大人 100 円、小児 50 円で運行したいと思います。

新たな割引として指定難病患者に対するものを追加したいと思います。こちらは、これまで市へいただいている要望へ応えるものとなります。

また、表の「指定難病患者に対する割引」と「障がいのある方又は指定難病患者の介助者に対する割引」の行の下段についてですが、これまで、小児が指定難病患者である場合や小児が介助者である場合の割引の取扱いが整理されておりました。これまでこういった事例で把握しているものはなく、今後もあまり発生しない事例かと思いますが、改めて整理し、無料としたいと思います。なお、これらの場合における割引額は市が負担し、バス事業者への負担はありません。これは、現在のききょう号での介助者や免許証返納者への割引額の負担と同じです。

次に、表の障がいのある方に対する割引の下段についてです。バス事業者の方にお伺いしたいのですが、バス事業者が運行する路線バスにおいても、障がいのある方への割引は一般的に行われているかと思いますが、小児が障がいを持っている場合の取扱いはどうなっていますでしょうか。市としては無料にするのがよいのではないかと考えておりますが、割引して無料とするのか、小児料金又は障がいを持っている方への割引料金のどちらかを適用するのか、あまり多くない事例かと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

(委員)

鎌ヶ谷観光です。大人は結構いますが、障害者手帳を持っている子ども又は介助として付き添う子どもは記憶にありません。

(事務局)

ありがとうございます。引き続き説明させていただき、その後、委員の方々へ意見をお伺いしたいと思います。

表以降に記載の運賃の適用方法については、これまで説明しました運賃や割引についてどう適用するかを記載しております。大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満とすることや、割引を適用する障がいのある方とは障害者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、精神障害者保健福祉手帳を持っている方であること等を示しております。また、2つ以上の割引条件に該当する場合でも、割引は重複しません。なお、どの割引を適用しても金額は同じになります。現在のききょう号と同様に各路線間における乗継が可能で、乗車時に申告して乗継券をもらいます。

説明は以上となりますが、ご意見やご質問はございますか。

《質問等なし》

それでは、ほとんど事例はないかもしれない上で、考え方を統一しておきたいと思いますので、障がいや指定難病を持っている小児、介助者である小児の運賃を割引で無料とすることについて、委員の方々の意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

高齢の利用者が多く、子どもの利用者が少ないききょう号の特性から考えても特段問題はないと思います。これが逆に、子どもの利用がすごく多いコミュニティバスだと、考え方も変わってくるかもしれませんが、それでも障がいや指定難病を持った子どもに関していえば、無料で問題ないかと思います。

一つ質問ですが、旅客が同伴する 1 歳以上6歳未満の小児について、旅客1人につき2人まで無料とするというのは、これは子どもが子どもを連れてということですか。

(事務局)

ありがとうございます。そういった場合もありますが、大人が小学生未満の未就学児や乳幼児を連れている場合を想定しております。ここの記載は、現在のききょう号でも未就学児は無料としているので、その部分を明文化したものです。

(委員)

もう一つ確認ですが、子どもが障がいを持っているもしくは指定難病を持っている際の引率の大人については、介助者扱いになるという考え方でよろしいですか。

(事務局)

そのように考えています。

(委員)

いまお話があったように、これまで子どもの利用があまり多くない状況の中で、今後どういう形になるかわかりませんので、障がいのある又は指定難病者や介助者である子どもの割引の部分を設定したというのは非常にいいことだと思います。例えば、障がいのある大人について、お孫さんとかが、おじいちゃんやおばあちゃんが心配だから一緒についてってあげるよという形なども、今後想定されるかと思います。介助というか付き添いみたいな形ですが、小児の無料に当てはまればこれはいい設定じゃないかと思います。

(事務局)

ありがとうございました。ほかに皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

ないようですので、事務局から説明した内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

《全員同意》

異議なしということで承認とさせていただきます。